

第 14 期事業計画書

(自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)

一. NPO 法人成年後見なのはなの理念、目的

1. NPO 法人成年後見なのはなの理念

NPO 法人成年後見なのはなは、成年後見制度の基本理念を自らの事業理念とし、基本的人権を尊重し、支援を必要とするすべての人間の権利と財産を守る為に努力する法人である。

2. NPO 法人成年後見なのはなの目的 (定款第 3 条)

この法人は、多様な専門家と後見人業務に熱意ある市民の方々を組織化し、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分で補佐的な手助けを必要としている人たちに対し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに後見人の受任により財産管理と身上監護に関する事業を行い、もって高齢化社会への対応と障がい者の福祉の充実に寄与する事を目的とする。

二. 第 14 期目標

1. 認定 NPO 法人として、より公益性が高く、組織運営が適正に行われ、幅広く一般市民の方々の支援がいただけるような活動を継続する。
2. 会員は後見業務について研究・努力を惜しまず、研修会等を通じて自己研鑽し、家庭裁判所等関係機関の信頼が得られるような、良質で適切な後見業務を行う。
3. 日々、業務フローの修正や他の法人後見団体との意見交換を行い、後見業務の安全性、信頼性を向上させ、成年後見制度への信頼を高める活動を行う。

三. 事業計画

1. 事務局

① 総務企画室

- ・ 法人組織全体の調整を行い、成年後見事業の適正適切な業務遂行を実現する。
- ・ 賛助会員入会目標を 250 名とする。入会促進に向け、成年後見なのはなの活動理念や認定 NPO 法人への寄付に対する税制上の優遇措置の周知を図る。また会員へ賛助会員獲得の必要性認識を徹底するよう努める。
- ・ セールスフォース (なのはな業務支援システム) の管理を行う。システム最適化の検討を行う。

- ・ なのはな通信第7号を発行する。
- ・ ウェブサイト（なのはなホームページ）及びレンタルサーバーの維持管理業務を行う。
- ・ ルールブックの改訂を適宜行う。
- ・ 後見会計室の管理監督及び安全性向上と効率化についての調査研究を行い、後見会計室運営にフィードバックする。
- ・ 対外的及び内部的な苦情について、一次窓口として対応する。
- ・ 後見業務遂行上の事務処理リスクや情報漏洩リスク等について検証し、対策を検討する。
- ・ 終了事件記録の保管・処分を適切に行う。
- ・ 他団体との意見交換会を定期的を開催し、情報等をフィードバックし法人運営に反映させる。
- ・ 改元対策を行う。
- ・ 台風や地震等の自然災害、その他不測の事態における法人の事業活動並びに会員職員の生命・身体の安全の確保について対策を検討する。

② 後見会計室

- ・ 法定後見、財産管理委任契約、任意後見契約の預かり財産について、担当会員と協力し適切な財産管理業務を行う。
- ・ 高額な預貯金及び重要財産についての、保管業務を行う。
- ・ マイナンバー通知カード等を総務企画室と協力し管理保管する。

2. 業務監査委員会

- ① 法人が受任する後見等事件について、その全件を監査対象とし、裁判所及び後見監督人、後見制度支援信託設定後見人等へ提出されるすべての書類について監査を行う。
- ② 後見会計室と連携を取り、分かりやすく、統一感のある書類作成に努める。
- ③ 監査業務において会員へ連絡した修正内容等を記録し、適宜会員に注意を呼びかける。
- ④ 法人が受任する後見等事件について、担当者を変更する場合、後見推進委員会とともに、引継に関する立ち会い監査を行う。

3. 教育研修委員会

- ① 全会員及び職員向けの研修会を実施する。
- ② 新入会員向けの研修会を実施する。
- ③ A会員となり1年未満の会員を対象に業務報告会を実施する。
- ④ 市町村からの要請で市民後見人養成講座の実施若しくは講師派遣等を行う。

4. 後見推進委員会

- ① 新規相談対応を行う。
- ② 一般社会（市民）に向けて後見制度の理解を深める為の啓蒙活動を行う。
- ③ 担当者選任会議を実施し、案件に即した担当者を選任する。
- ④ 会員の後見業務相談窓口として、毎週水曜日に相談室を開催する。
- ⑤ 顧問先相談、信託設定後見人及び後見監督人等への財産の引渡し時や引継ぎ時の際の同行を行う。

以 上